

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案の概要（職業能力開発局関係）

1. 認定訓練助成事業費補助金制度の改正（別添1参照）

補助の対象者として、都道府県が職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十三条に規定する職業訓練法人、中央職業能力開発協会、都道府県職業能力開発協会、一般社団法人、一般財団法人、法人である労働組合及びその他営利を目的としない法人に助成又は援助を行う場合を加える。

2. キャリア形成促進助成金制度の改正（別添2参照）

（一） 訓練等支援給付金について、次のように改正する。

イ 雇用する労働者が行う自発的職業能力開発に係る経費の負担又は職業能力開発休暇の付与を行う事業主への助成を、中小企業事業主に対するものとする
こと及び自発的職業能力開発時間確保制度又は長期職業能力開発休暇制度を
導入する事業主への助成を廃止する。

ロ 新たに雇い入れた雇用保険の被保険者等（期間の定めのある労働契約を締結
している労働者等を除く。）に認定実習併用職業訓練又は有期実習型訓練を受
けさせる中小企業事業主に対し、当該訓練の運営に要した経費の三分の一の額
の助成等を行う。

ハ 期間の定めのある労働契約を締結している労働者等に認定実習併用職業訓
練又は有期実習型訓練を受けさせる事業主に対し、当該訓練の運営に要した経
費の三分の一（中小企業事業主にあつては二分の一）の額の助成等を行う。

ニ 訓練等支援給付金について訓練の運営に要した経費等に係る助成率を上乗
せする等の暫定措置を廃止する。

ホ その他所要の規定の整備を行う。

（二） 職業能力評価推進給付金及び地域雇用開発能力開発助成金を廃止する。

3. 地域職業訓練センター、コンピューター・カレッジの地方自治体への移管 に伴う経費の負担について（別添3参照）

当分の間、事業主等の行う職業訓練の援助を行うための施設を設置し、及び運営する
地方公共団体等に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うものとする
等所要の改正を行う。

4. その他所要の規定の整備を行う。

5. 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日

認定訓練助成事業費補助金の改正について

【制度の概要】

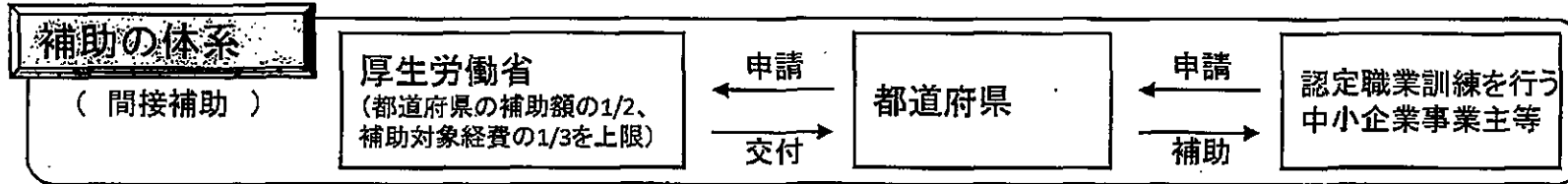
1 認定職業訓練

認定職業訓練は、事業主等の行う職業訓練のうち一定水準を満たしたものを都道府県知事が認定したもの（職業能力開発促進法第13条、第24条）。

（平成21年度実績：施設数・・・1,187施設、訓練生数・・・約28万4千人）

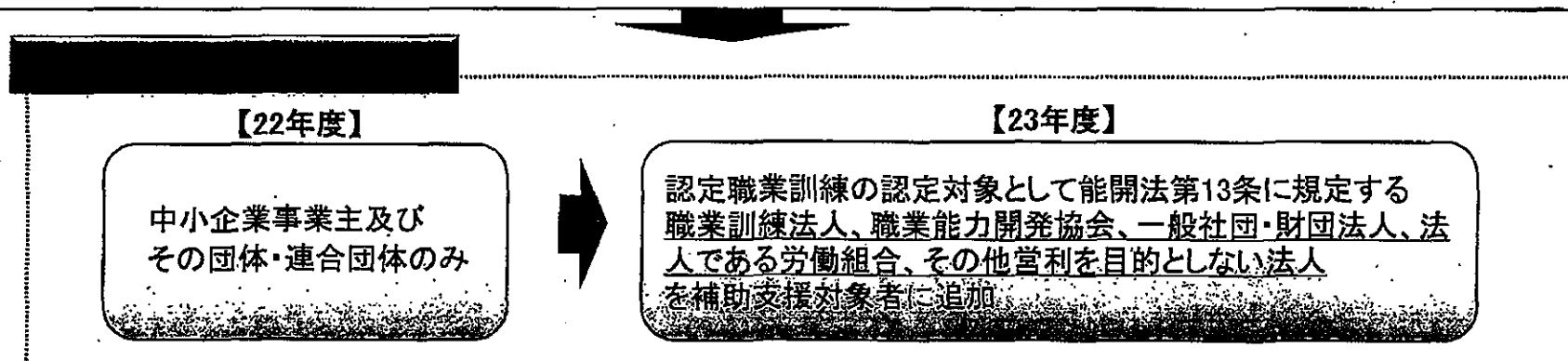
2 認定職業訓練への補助

認定職業訓練を行う中小企業事業主等を対象に、助成又は援助を行う都道府県に対し、国がその1/2（補助対象経費の1/3が上限）を補助（運営費、施設費、設備費の3種類）。（雇用保険法施行規則第123条）



【改正内容】

地域における民間活力を活かしながら公共職業訓練に準じた水準の訓練体制を整備し、効果的な職業訓練を実施するため、認定職業訓練制度の導入を一層促進することが必要。



キャリア形成促進助成金の概要・改正内容 別添2

企業内の人材育成及び労働者の職業キャリア形成を促進するため、事業主が事業内職業能力開発計画を策定し、職業能力開発推進者を選任して、職業訓練等を実施した場合に、訓練経費や訓練中の賃金等を助成。

① 訓練等支援給付金

従業員等に職業訓練を受けさせる場合、又は従業員の自発的な職業能力開発を支援する場合に助成。

一般メニュー			22年度	23年度
正社員訓練	OFF-JT	経費・賃金助成	1/3 (-)	1/3 (-)
	OJT	実施助成		(注) 600円 (-)
非正規訓練	OFF-JT	経費・賃金助成	1/2 (1/3)	1/2 (1/3)
	OJT	実施助成		(注) 600円 (600円)
自発的職業能力開発			22年度	23年度
教育訓練経費の負担		経費助成	1/2 (1/3)	1/2 (-)
		制度導入助成	15万円 (-)	15万円 (-)
		利用者1人あたり	5万円 (-)	5万円 (-)
職業能力開発休暇の付与		賃金助成	1/2 (1/3)	1/2 (-)
		制度導入助成	15万円 (15万円)	15万円 (-)
		利用者1人あたり	5万円 (5万円)	5万円 (-)
勤務時間の短縮等の措置		賃金助成	1/2 (1/3)	廃止
		制度導入助成	30万円 (30万円)	
		利用者1人あたり	5万円 (5万円)	
長期職業能力開発休暇の付与		賃金助成	1/2 (1/3)	廃止
		制度導入助成	30万円 (30万円)	
		利用者1人あたり	10万円 (10万円)	
ジョブ・カード制度関連			22年度	23年度
職業訓練	OFF-JT	実施助成	800円 (-)	廃止
		経費・賃金助成	4/5 (2/3)	
	OJT	実施助成	800円 (600円)	
		賃金助成	4/5 (2/3)	
能力評価	能力評価シートを作成・交付した場合 (受講者1人あたり)	4,880円 (4,880円)		
制度導入	初めて雇用型訓練を実施した場合	20万円 (-)		
キャリア・コンサルティング	外部委託により実施した場合の経費助成	1/2 (1/2)		
	企業内にキャリア・コンサルタントを配置した場合(1回)	15万円 (15万円)		

② 職業能力評価推進給付金

従業員に厚生労働大臣の定める技能検定等を受けさせる場合に助成。

	22年度	23年度
技能検定等の受検料及び受検期間中の賃金	3/4 (3/4)	廃止

③ 地域雇用開発能力開発助成金

地域雇用開発促進法に基づく「同意雇用開発促進地域」内に事業所がある事業主が、同地域内に居住する求職者を雇い入れ職業訓練を受けさせる場合に助成。

			22年度	23年度
職業訓練	OFF-JT	経費・賃金助成	2/3 (1/2)	廃止

④ 中小企業雇用創出等能力開発助成金

中小企業労働力確保法の改善計画の認定を受けた中小事業主等が、従業員に職業訓練を受けさせる場合に助成。

			22年度	23年度
職業訓練	OFF-JT	経費・賃金助成	1/2 (-)	1/2 (-)
	OJT	外部講師謝金	1/2 (-)	1/2 (-)
自発的職業能力開発	教育訓練経費の負担	経費助成	1/2 (-)	1/2 (-)
	職業能力開発休暇の付与	賃金助成	1/2 (-)	1/2 (-)

※ 助成内容の括弧内は大企業。

※ 網掛け箇所は改正部分。

注 一般メニューのOJT実施助成は、大臣認定等を受けた雇用型訓練のみ支給。

キャリア形成促進助成金支給実績

(単位:百万円)

訓練名	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算	支給実績	予算	支給実績	予算	支給実績
訓練等支援給付金	5,369	4,053	4,763	3,739	6,977	6,561
対象職業訓練①	643	1,328	3,651	3,573	3,548	4,390
対象短時間等職業訓練②	7	0	32	2	13	0
対象認定実習併用職業訓練③	30	0	175	95	665	1,479
対象有期実習型訓練④	-	-	512	6	2,682	659
対象自発的職業訓練	10	9	41	45	69	31
(うち 経費負担制度・休暇制度)	10	9	41	45	54	31
(うち 時間確保制度・長期休暇制度)	-	-	-	-	16	0
職業能力評価推進給付金	81	89	75	92	82	92
地域雇用開発能力開発助成金	93	79	226	11	52	6
中小企業雇用創出等能力開発助成金	247	73	150	70	120	115
合 計	5,793	4,303	5,214	3,912	7,232	6,774
事務費等	-	-	-	-	-	-
事務費等を含めた合計額	-	-	-	-	-	-
→ ジョブ・カード制度関係訓練	-	-	687	101	3,347	2,138

地域職業訓練センター、コンピュータ・カレッジの地方自治体への移管について

○ 地域職業訓練センター

- (1) 地方自治体への譲渡については、建物の時価から解体費用を差し引いた額で譲渡することとし、その結果、82施設のうち80施設が無償となった。
- (2) ① 地方自治体への譲渡前の修繕は、必要な修繕を実施した上で譲渡
 - ② 激変緩和措置として、平成23年度からの一定期間(3年間を予定)においては、修繕費について、国が全額の負担を行う。
 - ③ 激変緩和措置終了後の修繕は、認定職業訓練事業費補助金を活用(国、県、設置者各1/3負担)
※ 認定職業訓練事業費補助金：厚生労働省令で定める基準を満たした訓練を行い、都道府県知事が認定した団体に対して運営費・施設整備費等を補助するもの

○ コンピュータ・カレッジ

- (1) 地方自治体への譲渡については、建物の時価から解体費用を差し引いた額で譲渡することとし、その結果、10施設全てが無償となった。
- (2) ① 地方自治体への譲渡前の修繕は、必要な修繕を実施した上で譲渡
 - ② 激変緩和措置として、平成23年度からの一定期間(3年間を予定)においては、修繕費について、国が全額の負担を行う。
 - ③ 激変緩和措置終了後の修繕は、認定職業訓練事業費補助金を活用(国、県、設置者各1/3負担)
- (3) コンピュータ・リース料は、一定の要件を満たす5施設について、
 - ① 平成22年度入学者は、卒業まで引き続き従前通り国が負担
 - ② 激変緩和措置として、一定の要件を満たす5施設について、平成23年度からの一定期間(3年間を予定)においては、コンピュータ・リース料について、国が全額の負担を行う。
 - ③ 激変緩和措置終了後は、認定職業訓練事業費補助金を活用(国、県、設置者各1/3負担)

地域職業訓練センター、コンピュータ・カレッジの地方自治体への移管について

【施設概要】

1 事業概要

(地域センター) 地域の在職労働者等に対する教育訓練の提供、事業主等への施設の貸与、その他各種講習・講座・市民講座等への施設貸与

(コンピュータ・カレッジ) 地域における情報処理技能者等を養成(2年間)

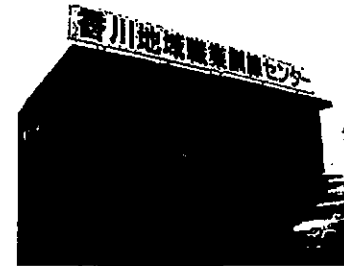
2 施設数 92所(地域センター82所、コンピュータ・カレッジ10所)

3 運営方法 機構は自治体から土地を借り受け、建物を建設。運営は、自治体を通じて職業訓練法人等に委託

4 実績

(地域センター) 平成21年度利用者数 2,772,291人日

(コンピュータカレッジ) 平成22年度入学者数 547人



【移管の経緯】

平成21年11月 地域職業訓練センター事業、コンピュータ・カレッジ事業は、平成22年度末をもって廃止し、希望する地方自治体への移管を決定

平成22年5月 自治体に円滑に移管できるよう、自治体のコスト負担の軽減を図るため、解体費用が建物の時価を上回る場合は無償譲渡とする旨公表

平成22年8月 譲渡価格について自治体へ通知(92施設中90施設は無償)

平成22年度末 希望する自治体への移管